

第 34 号議案

神戸市市税条例の一部を改正する条例の件

神戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 26 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第 33 条 第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 項の者で次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるものに対して課する市民税については、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2 以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいものにのみ該当するものとして当該規定を適用する。	（市民税の減免） 第 33 条 第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 項の者で次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるものに対して課する市民税については、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2 以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいものにのみ該当するものとして当該規定を適用する。

(1) [略]

(2) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額が前年の合計所得金額の10分の5に相当する金額以下に減少すると認められる者であつて前年の合計所得金額が400万円（控除対象配偶者を有する者にあつてはその者の第20条の3第1項第10号に規定する控除額を、控除対象扶養親族を有する者にあつてはその者の同項第11号に規定する控除額を、16歳未満扶養親族を有する者にあつては各16歳未満扶養親族につき33万円を、同居特別障害者を有する者にあつては各同居特別障害者につき23万円を、400万円にそれぞれ加算した額）以下のもの 次条第1項の規定による申請があつた日（市長が必要があると認める場合には、市長が認める日。以下この号において単に「申請があつた日」という。）以後に納期限が到来する市民税の額（給与所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつては申請があつた日の属する月以後の月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつては申請があつた日の属する月以後の支払回数割仮特別

(1) [略]

(2) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額が前年の合計所得金額の10分の5に相当する金額以下に減少すると認められる者であつて前年の合計所得金額が400万円（控除対象配偶者を有する者にあつてはその者の第20条の3第1項第10号に規定する控除額を、控除対象扶養親族を有する者にあつてはその者の同項第11号に規定する控除額を、16歳未満扶養親族を有する者にあつては各16歳未満扶養親族につき33万円を、同居特別障害者を有する者にあつては各同居特別障害者につき23万円を、400万円にそれぞれ加算した額）以下のもの 次条第1項の規定による申請があつた日（市長が必要があると認める場合には、市長が認める日）以後に納期限が到来する市民税の額（給与所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつては申請があつた日の属する月以後の月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつては申請があつた日の属する月以後の支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額とする。）に減少

徴収税額又は支払回数割特別徴収税額とする。)に減少率(前年の合計所得金額に対するその年の合計所得金額の見積額の減少割合をいう。)を乗じて得た額の10分の5相当額 (3) [略] 2～4 [略]	率(前年の合計所得金額に対するその年の合計所得金額の見積額の減少割合をいう。)を乗じて得た額の10分の5相当額 (3) [略] 2～4 [略]
---	--

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
(市民税に関する用語の意義) 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 同一生計配偶者 市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第	(市民税に関する用語の意義) 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 同一生計配偶者 市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第

4 項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、第19条の2、第20条から第25条の2まで、第26条から第28条の12まで及び第33条において「前年」という。)の合計所得金額が58万円以下である者をいう。

(8) [略]

(9) 扶養親族 市民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第3号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が58万円以下である者をいう。

(10)～(15) [略]

4 項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、第19条の2、第20条から第25条の2まで、第26条から第28条の12まで及び第33条において「前年」という。)の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

(8) [略]

(9) 扶養親族 市民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第3号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

(10)～(15) [略]

2 [略]

3 市民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の第20条の3第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の市民税の納税義務者の特定親族（同項第12号に規定する特定親族をいう。次項において同じ。）にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれかにのみ該当するものとみなす。

4 2以上の市民税の納税義務者の扶養親族又は特定親族に該当する者がある場合には、その者は、政令に規定するところにより、これらの納税義務者のうちいずれかの納税義務者の扶養親族又は特定親族にのみ該当するものとみなす。

5 [略]

（所得控除）

第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(1)～(11) [略]

2 [略]

3 2以上の市民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令に規定するところにより、これらの納税義務者のうちいずれかの納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

4 [略]

（所得控除）

第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(1)～(11) [略]

(12) 自己と生計を一にする年齢19

歳以上23歳未満の親族（自己の配偶者を除く。）及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童（第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下この節において「特定親族」という。）を有する所得割の納税義務者（その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。）

各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 前年の合計所得金額が95万円以下である特定親族 45万円

イ 前年の合計所得金額が95万円を超え115万円以下である特定親族 63万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち84万

1 円を超える部分の金額に 2 を乗じた金額（当該乗じた金額が 10 万円の整数倍の金額から 8 万円を控除した金額でないときは、10 万円の整数倍の金額から 8 万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ウ 前年の合計所得金額が 115 万円を超え 120 万円以下である特定親族 6 万円

エ 前年の合計所得金額が 120 万円を超える特定親族 3 万円

2 ～ 5 [略]

6 第 1 項第 1 号の規定により控除すべき金額を雑損控除額と、同項第 2 号の規定により控除すべき金額を医療費控除額と、同項第 3 号の規定により控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第 4 号の規定により控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第 5 号の規定により控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第 5 号の 3 の規定により控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第 6 号及び第 3 項の規定により控除すべき金額を障害者控除額と、第 1 項第 8 号の規定に

2 ～ 5 [略]

6 第 1 項第 1 号の規定により控除すべき金額を雑損控除額と、同項第 2 号の規定により控除すべき金額を医療費控除額と、同項第 3 号の規定により控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第 4 号の規定により控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第 5 号の規定により控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第 5 号の 3 の規定により控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第 6 号及び第 3 項の規定により控除すべき金額を障害者控除額と、第 1 項第 8 号の規定に

より控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第8号の2の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第9号の規定により控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第10号の規定により控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第10号の2の規定により控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第11号及び第4項の規定により控除すべき金額を扶養控除額と、第1項第12号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第2項の規定により控除すべき金額を基礎控除額という。

7 [略]

8 第1項、第3項又は第4項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第3項の規定に該当する同一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第3項の規定に該当する扶養親族、第4項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその

より控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第8号の2の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第9号の規定により控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第10号の規定により控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第10号の2の規定により控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第11号及び第4項の規定により控除すべき金額を扶養控除額と、第2項の規定により控除すべき金額を基礎控除額という。

7 [略]

8 第1項、第3項又は第4項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第3項の規定に該当する同一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第3項の規定に該当する扶養親族、第4項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその

他の扶養親族若しくは特定親族であるかどうかの判定は、前年の12月31日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の子が同日前に既に死亡している場合には、当該子がその所得割の納税義務者の第18条第1項第13号アに規定する政令で定める子に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

9 〔略〕

10 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者及び第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族及び特定親族の範囲の特例については、政令に規定するところによる。

11 第1項及び第2項の規定による控除に当たっては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶

他の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の12月31日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の子が同日前に既に死亡している場合には、当該子がその所得割の納税義務者の第18条第1項第13号アに規定する政令で定める子に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

9 〔略〕

10 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者及び第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族の範囲の特例については、政令に規定するところによる。

11 第1項及び第2項の規定による控除に当たっては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶

者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

12 [略]

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第26条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控

者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

12 [略]

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第26条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控

除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の第20条の3第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、第20条の3第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第20条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額）が

除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の第20条の3第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは第20条の3第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第20条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額）が第19条の2第3項に規定する金額以下の者については、この限りでない。

第19条の2第3項に規定する金額以下の者については、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除に関する事項

(6)～(8) [略]

2～8 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額 又は扶養控除額の控除に関する事項

(6)～(8) [略]

2～8 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計

(1)、(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）

所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 扶養親族 又は特定親族 の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

附 則

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第4条 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第1項（第7号から第9号まで、第12号ア（イ）、第13号イ及び第14号に係る部分に限る。）、第19条の2第1項（第2号に係る部分

は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

附 則

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第4条 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第1項（第7号から第9号まで、第12号ア（イ）、第13号イ及び第14号に係る部分に限る。）、第19条の2第1項（第2号に係る部分

に限る。)及び第3項、第20条の3第1項(第10号の2 及び第12号に係る部分に限る。)及び第9項並びに第22条の規定の適用については、第18条第1項第14号中「の規定」とあるのは「並びに附則第4条第3項の規定」と、「同条第1項」とあるのは「第20条第1項」とする。

(2)、(3) [略]

6、7 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条の2 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第1項(第7号から第9号まで、第12号ア(イ)、第13号イ及び第14号に係る部分に限る。)、第19条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項、第20条の3第1項(第10号の2 及び第12号に係る部分に限る。)及び第9項並びに第22条の規定の適用については、第18条第1項第14号中「の規定」とあるのは「並びに附則第4条の2第3項の規定」と、「同条第1項」とあるのは「第20条第1項」とする。

に限る。)及び第3項、第20条の3第1項(第10号の2に係る部分に限る。)及び第9項並びに第22条の規定の適用については、第18条第1項第14号中「の規定」とあるのは「並びに附則第4条第3項の規定」と、「同条第1項」とあるのは「第20条第1項」とする。

(2)、(3) [略]

6、7 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条の2 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第1項(第7号から第9号まで、第12号ア(イ)、第13号イ及び第14号に係る部分に限る。)、第19条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項、第20条の3第1項(第10号の2に係る部分に限る。)及び第9項並びに第22条の規定の適用については、第18条第1項第14号中「の規定」とあるのは「並びに附則第4条の2第3項の規定」と、「同条第1項」とあるのは「第20条第1項」とする。

(2)、(3) [略]

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第23条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等）をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第11条の6第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2

(2)、(3) [略]

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第23条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等）をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2

に規定する法附則第34条の2の規定、
附則第15条の3に規定する法附則第34
条の3の規定又は附則第16条に規定す
る法附則第35条の規定を適用する。

附則第4条第1項及び第6項に規定する法附則第4条第1項第1号	租税特別措置法第41条の5第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の6第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号
	同法	租税特別措置法
	第36条の5	第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <u>第11条の6第1項</u> の規定により適用される場合を含む。次条第1項第1号において同じ。）
附則第4条の2第1号	租税特別措置法第41条の5第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の7第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号

に規定する法附則第34条の2の規定、
附則第15条の3に規定する法附則第34
条の3の規定又は附則第16条に規定す
る法附則第35条の規定を適用する。

附則第4条第1項及び第6項に規定する法附則第4条第1項第1号	租税特別措置法第41条の5第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の7第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号
	同法	租税特別措置法
	第36条の5	第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <u>第11条の7第1項</u> の規定により適用される場合を含む。次条第1項第1号において同じ。）
附則第4条の2第1号	租税特別措置法第41条の5第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の7第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号

項に規定する法律第11条の6	条の5	する法律第11条の6
法附則第4条の2第1項第1号	の2第7項第1号	第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5の2第7項第1号
	同法	租税特別措置法
附則第15条に規定する法附則第34条第4項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第15条の2第3項に規定する法附則第34条の2第6項	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若し

項に規定する法律第11条の7	条の5	する法律第11条の7
法附則第4条の2第1項第1号	の2第7項第1号	第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5の2第7項第1号
	同法	租税特別措置法
附則第15条に規定する法附則第34条第4項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第15条の2第3項に規定する法附則第34条の2第6項	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若し

		くは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第15条の3に規定する法律第34条の3第3項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第16条に規定する法附則第35条第5項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

		くは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第15条の3に規定する法律第34条の3第3項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第16条に規定する法附則第35条第5項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

附則第4条第1項及び第6項に規定する	租 税 特 別 措 置 法 第 4 1 条 の 5 第 7 項 第 1 号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の6第4項</u> の規定に
--------------------	---------------------------------------	--

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

附則第4条第1項及び第6項に規定する	租 税 特 別 措 置 法 第 4 1 条 の 5 第 7 項 第 1 号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の7第4項</u> の規定に
--------------------	---------------------------------------	--

法 附 則		より読み替えて適用
第 4 条		される租税特別措置
第 1 項		法第41条の5第7項
第 1 号		第 1 号
	同 法	租 税 特 別 措 置 法
	第 3 6 条 の 5	第36条の5（これら の規定が東日本大震 災の被災者等に係る 国 税 関 係 法 律 の 臨 時 特 例 に 関 す る 法 律 第 11条の6第4項の規 定により適用される 場合を含む。次条第 1 項 第 1 号 において 同じ。）
附 則 第 4 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る	租 税 特 別 措 置 法 第 4 1 条 の 5 の 2 第 7 項 第 1 号	東日本大震災の被災 者等に係る国 税 関 係 法 律 の 臨 時 特 例 に 関 す る 法 律 第 11条の6 第 4 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 租 税 特 別 措 置 法 第 41条の5の2第7項 第 1 号
法 附 則 第 4 条 の 2 第 1 項 第 1 号	同 法	租 税 特 別 措 置 法
附 則 第 4 条 の 5 に 規	第 3 1 条 の 3	第31条の3（東日本 大震災の被災者等に 係る国 税 関 係 法 律 の

法 附 則		より読み替えて適用
第 4 条		される租税特別措置
第 1 項		法第41条の5第7項
第 1 号		第 1 号
	同 法	租 税 特 別 措 置 法
	第 3 6 条 の 5	第36条の5（これら の規定が東日本大震 災の被災者等に係る 国 税 関 係 法 律 の 臨 時 特 例 に 関 す る 法 律 第 11条の7第4項の規 定により適用される 場合を含む。次条第 1 項 第 1 号 において 同じ。）
附 則 第 4 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る	租 税 特 別 措 置 法 第 4 1 条 の 5 の 2 第 7 項 第 1 号	東日本大震災の被災 者等に係る国 税 関 係 法 律 の 臨 時 特 例 に 関 す る 法 律 第 11条の7 第 4 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 租 税 特 別 措 置 法 第 41条の5の2第7項 第 1 号
法 附 則 第 4 条 の 2 第 1 項 第 1 号	同 法	租 税 特 別 措 置 法
附 則 第 4 条 の 5 に 規	第 3 1 条 の 3	第31条の3（東日本 大震災の被災者等に 係る国 税 関 係 法 律 の

定する 法附則 第5条 の4第 6項第 2号ロ		臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第 15条に 規定す る法附 則第34 条第4 項	第35条 第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 31条第 1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第 15条の 2第3 項に規 定する 法附則 第34条 の2第 6項	第35条 の3ま で、第 36条の 2、第 36条の 5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（こ

定する 法附則 第5条 の4第 6項第 2号ロ		臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第 15条に 規定す る法附 則第34 条第4 項	第35条 第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 31条第 1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第 15条の 2第3 項に規 定する 法附則 第34条 の2第 6項	第35条 の3ま で、第 36条の 2、第 36条の 5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（こ

		れらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第15条の3に規定する法律第34条の3第3項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第16条に規定する法附則第35条第5項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項
4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災に		

		れらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第15条の3に規定する法律第34条の3第3項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第16条に規定する法附則第35条第5項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項
4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災に		

より滅失したことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条に規

より滅失したことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条に規

定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。 5 〔略〕	定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。 5 〔略〕
---	---

第3条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
（市民税に関する用語の意義） 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をい	（市民税に関する用語の意義） 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をい

う。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。以下この号において同じ。）の国際最低課税額（同法第82条の3第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余额（同法第82条の11第1項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第82条の19第1項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10

う。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10

る場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42条の11の2（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11の3（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6（第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。）、第66条の7（第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。）及び第66条の9の3（第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42条の11の2（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11の3（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6（第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。）、第66条の7（第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。）及び第66条の9の3（第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

る。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額 （各対象会計年度の国際最低課税残余额（法人税法第145条の2第1項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第145条の6第1項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第144条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第68条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第144条の2及び第144条の2の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第68条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第144条の2及び第144条の2の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42

第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5及び第42条の12の6(第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。))の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

(4の2)～(15) [略]

2～4 [略]

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第74条の2 法附則第30条の3の規定の適用を受ける加熱式たばこに係る製

条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5及び第42条の12の6(第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。))の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

(4の2)～(15) [略]

2～4 [略]

造たばこの本数は、前条第3項の規定にかかわらず、法附則第30条の3に定めるところによる。

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第4条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後	第4条による改正前
(市民税の納税義務者)	(市民税の納税義務者)
第19条 [略]	第19条 [略]
2～9 [略]	2～9 [略]
10 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、 <u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合</u> 及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年	10 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、 <u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合</u> 、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第

法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において「公益法人等」という。)のうち法第296条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び第6項の規定により法人とみなされるものは、法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)については、第8項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の区の区域ごとに納税義務があるものとする。 11、12 [略]	2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において「公益法人等」という。)のうち法第296条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び第6項の規定により法人とみなされるものは、法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)については、第8項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の区の区域ごとに納税義務があるものとする。 11、12 [略]
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び次条の規定 令和8年1月1日
- (2) 第3条及び附則第3条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第4条の規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の神戸市市税条例(以下「新条例」という。)第18条第1項、第3項及び第4項、第20条の3並びに第25条第1項並びに附則第4条第5項及び附則第4条の2第5項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第25条の2の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第25条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第25条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第2条の規定による改正前の神戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第25条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第25条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第25条の2の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第25条の2の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第25条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第30条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、市たばこ税に関する経過措置は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）附則第11条第2項から第5項までに定めるところによる。

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例を改正する必要がある

るため。